

令和6年度 福祉理美容出張サービス (福祉理美容券交付)のご案内



理容師や美容師が出張し、ご自宅で調髪やカット等のサービスが受けられます

○対象者

申請できる方は、以下のすべてに当てはまる方です。

60歳以上

要介護認定が、要介護4の方と要介護5の方

ご自宅で生活をしている方

入院中及び入所中の方は、ご自宅に戻られてから申請してください。
生活保護受給中の方は対象外です。



○利用回数

利用できる回数は、1人につき年度内6回までです。

福祉理美容券は1冊6枚綴りとなっています。申請は原則年度内1回限りです。

令和6年度の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

○利用料金（一部負担金）

1回600円です。

○ご注意

福祉理美容券は、ご本人のみご利用できます。

店舗での利用はできません。出張サービスでご利用ください。

福祉理美容券の交付を受けた後、次の場合は利用ができなくなります。

- ・江戸川区から転出した。
- ・生活保護を受給した。
- ・要介護4または5以外になった。
- ・介護認定の更新をしていない。
- ・病院や施設等に入院や入所した。

○申請方法

インターネットでの申請：次の二次元コードから申請できます

郵送での申請：申請書を下記まで送ってください。

窓口での申請：下記窓口へお越しください。

窓口での申請の場合、申請者の介護保険被保険者証（原本）と来所者の身分証明書（原本）のご提示で、福祉理美容券をその場で交付することができます。



<お問い合わせ先>

江戸川区福祉部介護保険課相談係（区役所本庁舎2階2番）

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話：5662-0061 FAX：5663-5172

福祉理美容出張サービスで心も身体もさっぱりと



出張サービス利用の流れ

出張サービスの予約をします

福祉理美容出張サービス加盟店一覧（福祉理美容券・区のホームページに掲載）より店舗を選び、日時等をご相談のうえ、予約してください。

予約した日時に、理容師・美容師が家に来ます

訪問するときは、サービス内容や体勢に合わせ、適した器具を持参します。器具は、常に清潔なものを使っています。

調髪・カットなどをします

理容は調髪（カットと顔そり）、美容はカットです。ご本人・ご家族の要望を伝えてください。

お支払い

福祉理美容券1枚と、利用料金600円を理容師・美容師に渡してください。



カットの前の準備やスペースの確保、後片付け等は、訪問した理容師・美容師が行います。

お部屋やベッドを汚さないように注意し、丁寧に作業します。



一緒に、介護をしているご家族もカット等のサービスが受けられます。

普段介護をしていて、カットに行く時間がないという方は是非ご利用ください。

ご家族は、福祉理美容券を使えません。全額自費での利用になります。

料金については各店舗へお問い合わせください。